

IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

最終答申

令和 6 年 11 月 11 日

情報通信審議会
電気通信事業政策部会

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	電気通信番号の犯罪利用に対する対策について	2
1.	検討の背景	
1. 1	電気通信番号の犯罪利用の動向	
1. 2	電気通信番号の有限資源性及び社会における位置付け	
1. 3	電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿	
1. 4	電気通信番号制度の見直しの意義	
2.	対策の検討	
2. 1	現行の電気通信番号制度	
2. 2	関係者ヒアリング	
3.	対策の方向性	
3. 1	主な意見	
3. 2	対策の方向性	
3. 3	欠格事由の見直し	
3. 4	事業者の取組	
3. 5	認定基準の見直し	
3. 6	認定の取消事由の見直し	
4.	今後の対応	

第1章 はじめに

電気通信番号制度は、令和元年5月に施行された電気通信事業法の改正（電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成30年法律第24号））により見直され、総務大臣が電気通信番号の使用に関する条件等を定めた電気通信番号計画を作成することが法定された。また、電気通信番号を使用して電気通信役務を提供する電気通信事業者については、総務大臣による電気通信番号の指定の有無にかかわらず、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣からの認定を受けた上で、それに適合するように電気通信番号を使用しなければならないとされた。

この制度の見直しから約5年が経過し、公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行が令和7年1月に完了する見込みであることをはじめ、電気通信市場や社会環境には変化が生じており、この変化に伴う課題や電気通信番号のニーズ等に対応する必要性が生じている。

具体的には、事業者間の網間信号接続¹について、令和7年1月の公衆交換電話網（PSTN）のIP網への移行完了見込みに伴い、従来の事業者間の接続方法に変化が生じる見込みであり、現行制度との整合について見直しの必要性が出てきている。

また、IP網への移行後における固定電話番号の事業者間相互の番号ポータビリティについても、これまで例外の有無について全体的な検討がされておらず、現行制度上の見直しの必要がないか確認する必要性が生じている。

さらに、特殊詐欺等の犯罪に電気通信番号が悪用される例が後を絶たず、最近では、電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が特殊詐欺に関与し逮捕・起訴、実刑判決に至った事例も増加しており、社会的な問題となっている。このため、電気通信番号の犯罪利用に対する対策を検討する必要性が生じている。

本答申は、これらの検討課題のうち、電気通信番号の犯罪利用に対する対策について検討を行った結果をとりまとめたものである。

¹ 網間信号接続 中継系伝送路設備を用いた接続

第2章 電気通信番号の犯罪利用に対する対策について

1. 検討の背景

1. 1 電気通信番号の犯罪利用の動向

特殊詐欺²をはじめ、電気通信番号が犯罪に悪用される例は従来から存在しており、その数も増加するなど深刻な状況が続いている。

特殊詐欺は平成16年頃から社会的な問題として認識し始められ、当時は匿名のプリペイド携帯電話が使用されていたことから、平成18年4月には携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成17年法律第31号。以下「携帯電話不正利用防止法」という。）を施行し、本人確認等の義務づけが措置された。また、平成20年には当該本人確認義務の対象にレンタル携帯電話も追加されたことで、特殊詐欺の認知件数は大きく減少した。

一方で、携帯電話番号の犯罪利用が少なくなる中で、徐々に固定電話番号を利用した電話転送サービスの悪用が増加した。令和元年に新たな電気通信番号制度が創設され、電話転送役務提供時の本人確認及び設備設置確認が義務づけられたこと、また、同年9月には、特殊詐欺に利用された固定電話番号を利用停止にする対策³等を講じたことにより、固定電話番号の犯罪利用は減少傾向となった。

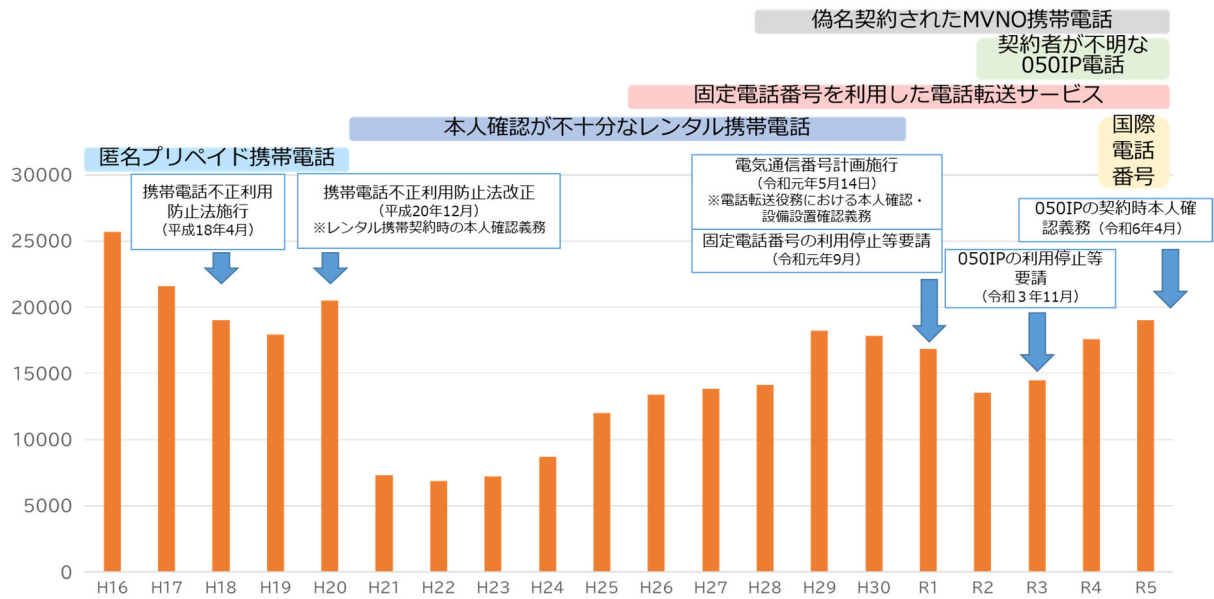
最近では契約者が不明な050IP電話（いわゆる050アプリ電話）の特殊詐欺利用が大きく増加し、これについても携帯電話不正利用防止法の本人確認義務の対象とした結果、減少傾向となってきている。

以上のように、電気通信番号は、様々な種別が犯罪に悪用されている。対策を講じては一旦悪用は減少はするものの、次には番号種別を変えて新たな手段が登場し、いたちごっこの状況が続いている。

² 被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及びキャッシュカード詐欺盗を含む。）の総称。（警察庁「令和5年における特殊詐欺の認知・検挙状況等について（確定値版）」から抜粋）。

³ 総務省「電気通信事業者による特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等」（令和元年9月27日）
https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban18_01000068.html

図表 1 特殊詐欺に使用された電話サービスの変遷



出典 特殊詐欺認知・検挙状況について (警察庁) <https://www.npa.go.jp/publications/statistics/sousa/sagi.html> より作成

さらに、最近では、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が、特殊詐欺に使われると知りながら電話回線を提供したとする詐欺幫助の罪で逮捕・起訴され、判決に至った例も顕在化している。

図表 2 特殊詐欺に関与し逮捕・起訴された事業者の報道資料

詐欺に電話回線提供疑い 被害15億円、3人逮捕 広島県警は22日、特殊詐欺グループにIP電話回線を提供したとして、詐欺ほう助の疑いで通信事業会社「ボイスオーバー」の元取締役樺本佳祐(はぎわら・ゆか)容疑者(39)＝東京都新宿区高田馬場4丁目＝ら3人を逮捕した。いずれも「身に覚えがありません」などと否認している。 県警によると、2013～21年の県内の特殊詐欺被害額は約76億円で、うち15億円の被害に3人の会社が保有する回線が使われていたという。 他に逮捕されたのは、同社事務員萩原由佳(はぎわら・ゆか)容疑者(35)＝東京都世田谷区玉川4丁目＝と、通信事業会社「コムニア」の元社長山本大樹(やまもと・たいき)容疑者(41)＝東京都新宿区喜久井町。 3人の逮捕容疑は、21年4月に特殊詐欺グループが広島県小松島市の女性(79)から現金200万円をだまし取った事件で、犯行に使われると知りながら電話回線を提供した疑い。 共同通信社 2022/02/22 21:12 社会 通信会社元取締役を起訴 回線提供で詐欺ほう助罪 広島地検は5日、特殊詐欺グループにIP電話回線を提供したとして、詐欺ほう助罪で通信事業会社元取締役樺本佳祐(はぎわら・ゆか)容疑者(39)＝東京都新宿区＝を起訴したと明らかにした。共に逮捕されていた同社事務員(35)と別の通信事業会社元社長(41)は不起訴処分とした。4日付。 起訴状によると、樺本被告は昨年3月16日ごろから4月14日ごろまで、詐欺に使われると知りながら、氏名不詳者らに対し電話回線利用サービスを提供し、犯行をほう助したとしている。 3人は今年2月、広島県警に逮捕されていた。 共同通信社 2022/04/05 17:56 社会	2022年09月21日 中日新聞 朝刊 33頁 ニセ電話詐欺(ほう助) 番号供給9容疑者逮捕 10倍通話料受け取りか 「再販」対策の抜け道突く 「いちごっこ」続く警察警戒 詐欺集団に番号供給 6月1日の判決を言い渡し 2023年09月05日 中日新聞 朝刊 12頁
--	--

1. 2 電気通信番号の有限資源性及び社会における位置付け

電気通信番号は、ITU (国際電気通信連合) が定める国際的なルールにより桁数等の制約がある有限希少な資源であり、各国が配分や使用の手続を定めている。我が国におい

ては、総務省が電気通信番号を管理しており、必要に応じて、事業者に電気通信番号を指定している。

電気通信番号は、これまで主に通話サービスに利用されてきたが、現在、その用途は徐々に拡大し SMS 等の多様なサービス等にも利用されている。これらのサービスは国民の社会経済活動を支える基盤となっており、電気通信番号はそれらを構成する上で必要な要素となっている。最近では、固定電話網の IP 網への移行や IoT の普及等により、電気通信番号のニーズはさらに高まっているといえる。

図表 3 電気通信番号の有限資源性



1. 3 電気通信番号を取り巻く社会のあるべき姿

電気通信番号は有限希少な資源で、社会経済活動を支える基盤となるサービスを構成する上で必要な要素であり、そのニーズがさらに高まっていることを踏まえれば、電気通信番号を取り巻く社会としては、以下のような姿があるべきものとして求められる。

- 国民生活や経済活動において、有限希少な電気通信番号がニーズ等に合わせて適切に利用できる状態にすること
- 電気通信番号が使用されているサービス（固定電話、携帯電話等）を利用者が安心して使えるようにすること

この実現のためには、電気通信事業を所管する総務省だけではなく、関係行政機関や事業者等がそれぞれの立場で対策を講じ、連携していくことが必要である。

電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）は、電気通信番号の有限資源性を踏まえ、その適正な管理を目的として電気通信番号制度を規定している。翻って特殊詐欺の犯罪に利用された電気通信番号を見てみると、関係事業者の逮捕や事実

上の事業廃止によってその電気通信番号が一定期間使用されなくなるケースも多く、電気通信番号の有限資源性の観点から問題である。このため、電気通信番号の犯罪利用については、電気通信事業法の範疇において、一定の対策を講じることが可能と考えられる。

このため、まずは、電気通信事業法の下で講じられる対策を優先的に検討し、その対策の実効性を評価しつつ、新たに必要な対策については検討を継続していくことが適当である。並行して、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の双方で対応していくことが適当である。

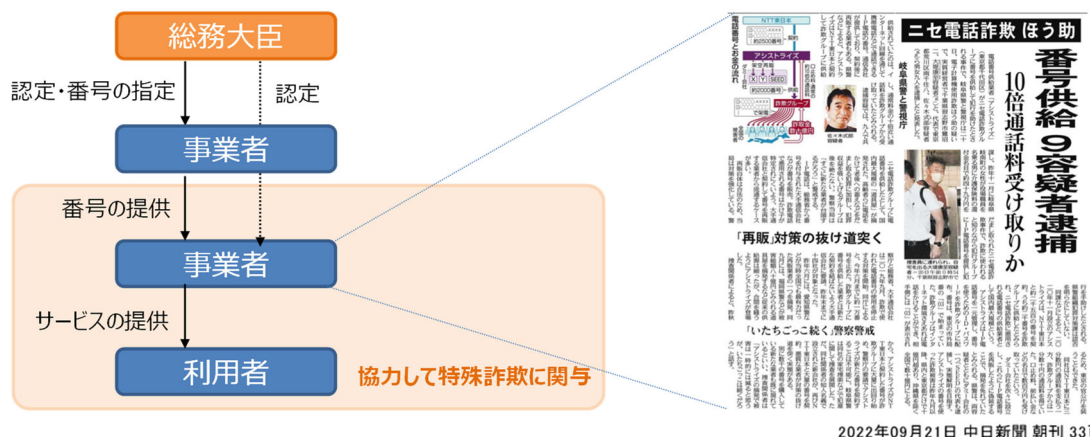
1. 4 電気通信番号制度の見直しの意義

これまで、様々なサービスを活用した犯罪への対策としては、当該サービスを提供する事業者と利用者の間に着目し、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯収法」という。）及び携帯電話不正利用防止法によって、契約者に対する本人確認が義務づけられてきた。

一方、最近では、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者が、使用できるようになった電気通信番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺の幫助として実刑を受けているケースが顕在化している。そして、そのように犯罪に利用された電気通信番号は、関係事業者の逮捕や事実上の事業廃止によって使用されていないケースも多い。

このため、これまで対策が講じられてきた事業者と利用者間のレイヤーだけではなく、それより上のレイヤー、つまり、事業者が電気通信番号の使用が可能となる段階において、電気通信番号の適正な管理の観点から、電気通信番号制度の見直しを行うことが必要であり、このような見直しを行うことが、特殊詐欺の犯罪対策にもつながり、適当と考えられる。

図表 4 事業者が特殊詐欺に関与するケース



2. 対策の検討

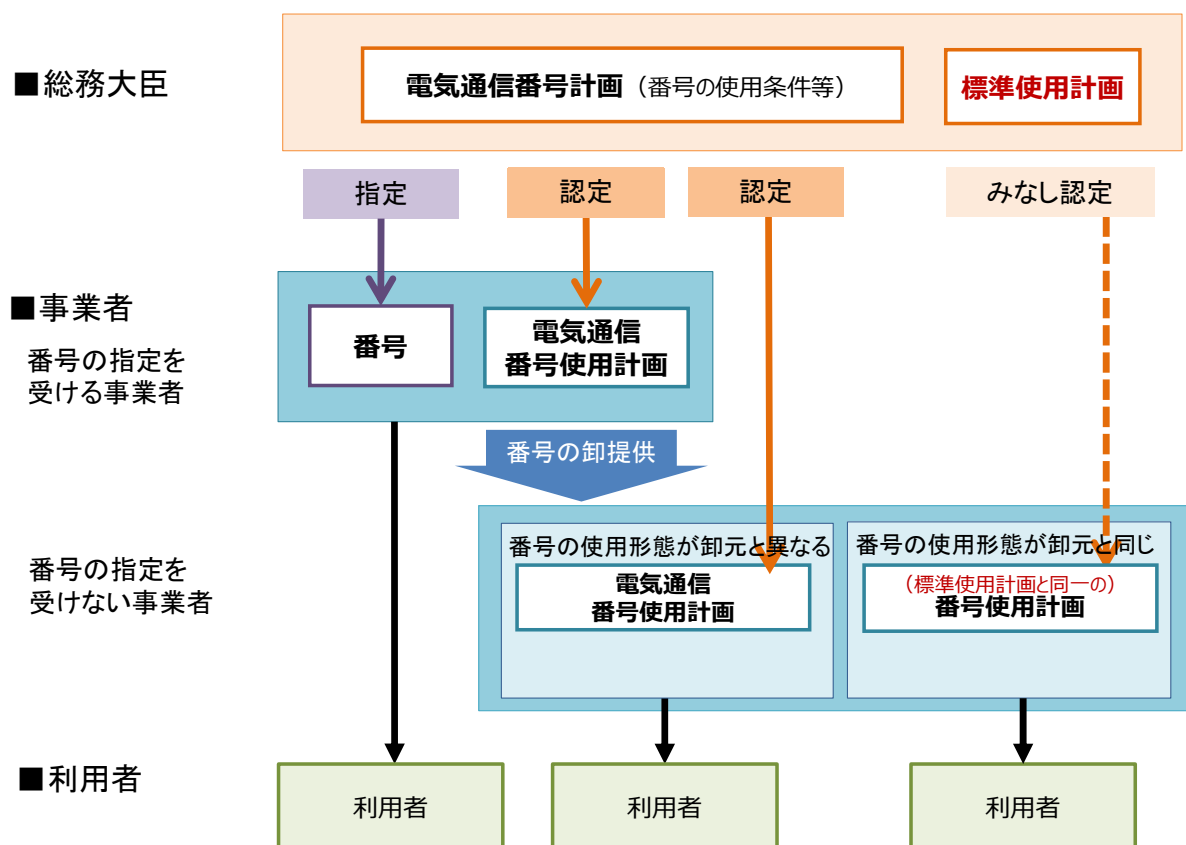
2. 1 現行の電気通信番号制度について

対策の検討を行う前提として、現行の電気通信番号制度について整理する。

現行の電気通信番号制度は、令和元年に創設され、電気通信番号を使用して役務提供を行う全ての事業者は、総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けることが義務づけられている。

当該認定を受ける形態としては、① 電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣から認定を受けるとともに、電気通信番号の指定も受ける場合（このような場合の事業者を「指定事業者」という。）、② 電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣から認定を受けるが、電気通信番号については他の事業者から提供を受ける場合（このような場合の事業者を「非指定事業者」という。）、③ 総務大臣が定めて公示する標準電気通信番号使用計画⁴と同一の電気通信番号使用計画を自ら作成し、認定を受けたとみなされる場合（このような場合の事業者を「みなし認定事業者」という。）の3つがある。

図表 5 電気通信番号制度の概要

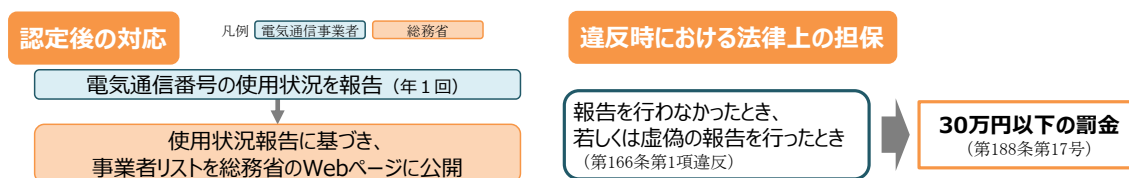


電気通信番号の管理の一環として、総務大臣は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。なお、みなし認定事業者も含む。）から、毎年、電気通信番号の使用状況

⁴ 標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第7号）

の報告を受けており（電気通信事業報告規則（昭和 63 年郵政省令第 46 号）第 8 条）、この報告に基づき、総務省では、認定事業者のリストを作成し、総務省のホームページで公表している⁵。

図表 6 電気通信事業報告規則第 8 条に基づく電気通信番号の使用状況報告



（使用状況報告の内容）

報告対象番号（IMSIは対象外）	自ら指定を受けた利用者設備識別番号	卸電気通信役務の提供を受けて使用する利用者設備識別番号	
報告対象事業者	当該指定を受けた事業者	当該番号を使用する事業者 ※みなし認定の場合を除く	みなし認定の対象事業者
電気通信番号の種別	○	○	○
卸元事業者名	—	○	—
✓ 電気通信番号使用計画の作成状況 （作成日・最終更新日等）	—	—	○
番号使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	○	○
電話転送役務の提供数	○	○	—
番号未使用数	○	○	○
卸提供を行う番号数	○	—	—
永続的に使用予定のない番号数	○	—	—
番号休止数	○	—	—
番号ポータビリティ実施状況	○	—	—
卸電気通信役務の提供状況	○ ※卸電気通信役務の提供を行う場合に限る		

（１）認定の欠格事由

法第 50 条の 3 は、電気通信番号の適正な管理の観点から認定の欠格事由を規定しており、これに該当する場合は、認定を受けることができない。具体的には、通信関係法令に違反した者や登録の取消しを受けた者等が定められている。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（欠格事由）

第五十条の三 次の各号のいずれかに該当する電気通信事業者は、前条第一項の認定を受けることができない。

- 一 この法律、有線電気通信法若しくは電波法又はこれらに相当する外国の法令の規定により罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第十四条第一項の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
- 三 法人又は団体であつて、その役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 四 外国法人等であつて国内における代表者又は国内における代理人を定めていない者

（２）認定の基準

法第 50 条の 4 は、認定の基準について定めている。

⁵ 総務省 認定事業者の公表 https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/tel_number/new_framework.html

具体的には、総務大臣は、電気通信事業者から電気通信番号使用計画の認定の申請を受けた場合、基準をはじめとする要件に適合するかを確認し、適合すると認めるときは認定しなければならないとされている。現行の認定基準は、電気通信番号の有限資源性を踏まえて、その使用の必要性、公平性、効率性の観点から規定されている。

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（認定の基準）

第五十条の四 総務大臣は、第五十条の二第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る電気通信番号使用計画（同項第二号に掲げる事項を記載した場合には、利用者設備識別番号を含む。）が次に掲げる要件に適合すると認めるときは、同項の認定をしなければならない。

- 一 申請に係る電気通信番号使用計画が電気通信番号計画に照らし適切なものであること。
- 二 申請に係る利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし第五十条の二第一項の指定をすることができるものであること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、総務省令で定める基準に適合するものであること。

図表 7 電気通信番号使用計画の認定の基準

電気通信事業法に規定する認定基準（第50条の4）

- 電気通信番号使用計画が**電気通信番号計画に照らし適切であること**
- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が電気通信番号計画に照らし**指定可能であること**
- **その他総務省令で定める条件に適合していること**

電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）総則

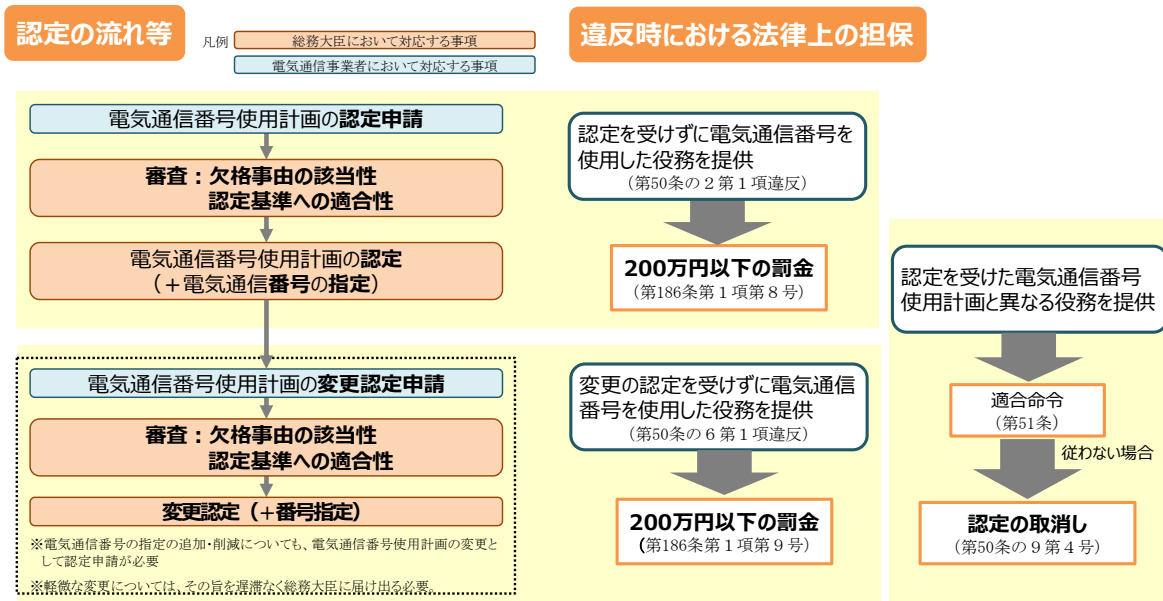
- 電気通信番号により電気通信設備又は電気通信役務の種類若しくは内容を識別できるようにすること
- 電気通信番号の使用は電気通信役務の提供のために必要なものに限ること
- 利用者が公平に電気通信番号を使用できるようにすること
- 電気通信番号の効率的な使用を図ること
- 利用者設備識別番号については、使用に関する条件によること

電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）に規定する認定基準（第6条）

- 指定を受けようとする利用者設備識別番号が、電気通信役務の提供に必要なかつ合理的であること
- 指定を受けようとする番号区画ごとの固定電話番号が、相当程度の需要が見込まれ、役務提供計画に確実性があること
- 付番に関する事項が、利用者に対する公平性を確保し、効率的な利用者設備識別番号の使用を確保していること
- 電気通信番号の管理に関する事項が、卸電気通信役務の提供の観点からも適切であること

現行制度では、認定の申請を受けようとする事業者が特殊詐欺の実刑を受けていたり、事後的に認定事業者が特殊詐欺の実刑を受けたとしても、それだけでは欠格事由や認定基準の違反とはならず、認定の取消しも含めて電気通信事業法上の対応が行われていない状況にある。

図表 8 認定の流れと違反時における法律上の担保



2. 2 関係者ヒアリング

(1) 電気通信番号を使用した犯罪の現状

電気通信番号を使用した犯罪の現状について警察庁へヒアリングを行ったところ、内容は以下のとおりであった。⁶

< 電気通信番号を使用した犯罪利用の現状 >

- 令和6年3月末現在の特殊詐欺の被害は、去年同期に比較して件数約17%、被害額5%減少したが、1日当たり被害額は約1億円と高水準が続いているなど依然として深刻な状態。
- 典型例は、総務大臣から認定を受け、他の事業者から番号の提供を受けて番号が使用可能になった事業者が、番号を特殊詐欺グループに提供し、特殊詐欺グループがその番号を使って電話口で詐欺を実行するケース。
- 特殊詐欺に関与した悪質事業者の代表者が詐欺幫助等の犯罪で逮捕されるケースは複数あるが、会社自体が解散された例は少なく、登記上は存在することが多い。そのような事業者が経営者や社名を変えるなどして活動を再開することが懸念される。

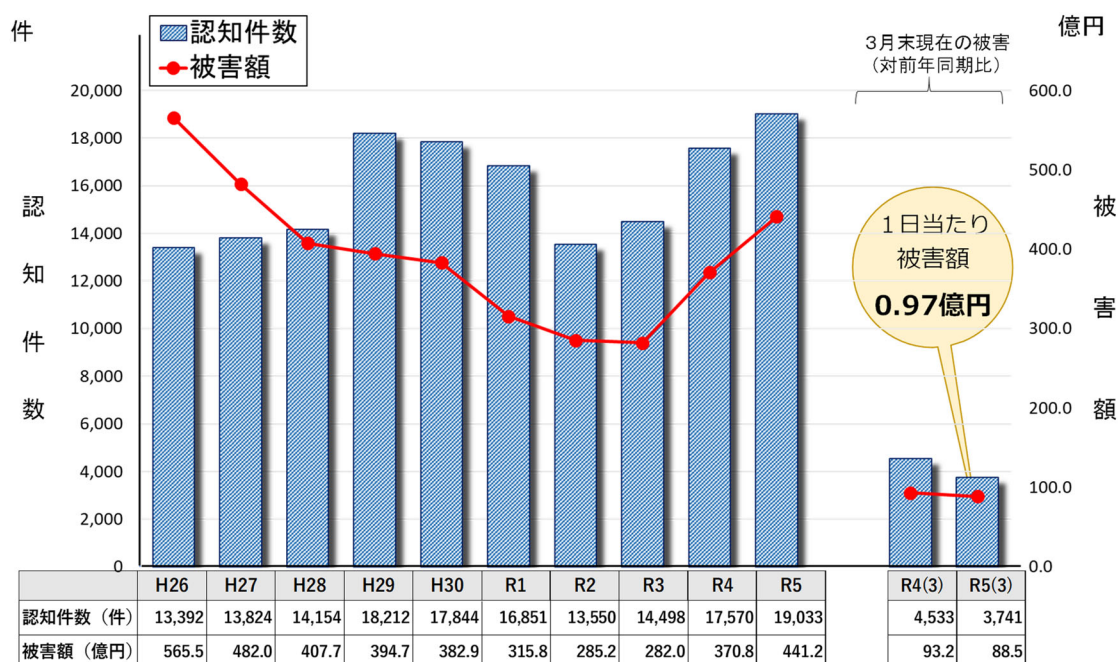
< 警察庁の意見 >

- 利用番号や販売拒否の停止は対症療法であり事業者だけの取組には限界があることから制度上の対応が重要。
- 認定取得済み事業者が悪質事業者であった場合には、認定取消しを含め、市場から排除できるような仕組みが望まれる。
- 他人の名義を使用するなどして、短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者に大量の番号が販売されないような仕組みが望まれる。

⁶ 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第1回）（令和6年6月3日）でヒアリングを実施。

- 悪質事業者の参入抑止には、番号提供の際に、本人確認・当人確認を行う仕組み、あるいは、番号販売時における電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認をより厳格に行える仕組みを導入することなどが有効と考える。

図表 9 特殊詐欺被害の推移



出典 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第1回）

資料 1-3 「電気通信番号の犯罪利用～「特殊詐欺事件」に悪用される電話～」

（２）消費者団体からの意見

消費者団体である主婦連合会へヒアリングを行ったところ、内容は以下のとおりであった。⁷

＜消費者団体の意見＞

- 電話サービスの詐欺利用に対しては、これまでの対策が行われてきたが、現状問題解決には至っていないことから、制度整備が必要。
- 総務省は電気通信番号使用計画の認定を受けた事業者のリストを公開しているが、その中には特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴・有罪となった事業者が存在しているのは問題。
- 番号を悪用する認定事業者は、認定を迅速に取り消し、また再認定が容易に行われないような制度を整備することが必要。
- 総務省が認定を行う際に、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者については認定を行わないための仕組みが必要。
- 事業者は、卸提供を含めて番号の提供を行う際には、番号が不適正に利用されないための対策を講ずるべきではないか。

⁷ 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第2回）（令和6年6月7日）でヒアリングを実施。

（３）事業者における犯罪利用対策

事業者及び事業者団体から電気通信番号の犯罪利用対策として実施している取組について、ヒアリングを実施した。^８

事業者団体からは番号利用停止スキーム等の取組の紹介があり、特に一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）からは、犯罪対策等を講じている優良な事業者を評価する自主的な制度の構築について紹介があった。

各事業者からは、個別に取り組んでいる対策について紹介があり、複数の事業者で以下の①～⑥の取組を実施しているとの紹介があった。しかし、事業者によってその具体的な内容及び粒度にばらつきがあった。

- ① 卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認
- ② 電気通信番号提供数の制限
- ③ 本人確認
- ④ 当人確認
- ⑤ 与信審査
- ⑥ 二次卸の禁止

<一般社団法人 電気通信事業者協会（TCA）>

- 「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年６月２５日犯罪対策閣僚会議決定）において、「特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止をはじめとする実効性のある対策を講じる」とされたことを受け、特殊詐欺に利用された固定電話番号の利用停止等の運用・検討等のため、令和元年９月に部会を設置。
- 総務省からの通知に基づき、特殊詐欺対策検討部会に参加する会員事業者は、県警等からの要請に応じ、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止や悪質な利用者への新たな固定電話番号の提供拒否等を実施。
- 関係機関等と連携した取組により、特殊詐欺に利用された固定電話番号等の悪用への対策に寄与。

（参考）令和５年末までの利用停止等の件数

- 固定電話番号 ： 12,665 件
- 050IP 電話番号 ： 9,482 件

<一般社団法人 日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）>

- 総務省、警察庁、TCA と連携し、番号利用停止等スキームを運用。特殊詐欺に利用された番号の即時停止を実施。
- 電話番号を利用する不適正な事業者・サービスに関する申告窓口を設置。総務省・警察庁と連携して申告・不適正な事案に対処。

^８ 一般社団法人電気通信事業者協会（TCA）については電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第１回）（令和６年６月３日）、関係事業者及び一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会（JUSA）については電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第２回）（令和６年６月７日）でヒアリングを実施。

- 最新の法令を周知して市場の健全化を目指すため、電気通信事業者を対象としてセミナーを複数回開催。
- 総務省との連携の下、TCA、一般社団法人日本インターネットプロバイダ協会（JAIPA）等と連携して、事業者による自主的な評価制度を構築中。本評価制度では優良な事業者を評価するもので、これにより、適正な事業者同士の卸提供契約の実現と、利用者が契約先事業者を選定する際の指標としての活用を期待。

3. 対策の方向性

3. 1 主な意見

現行の電気通信番号制度の確認や関係者ヒアリングにおいて、構成員等及び事業者等から示された主な意見は以下のとおりである。

(1) 現行の電気通信番号制度に関する構成員からの意見

- 電気通信番号使用計画の認定基準については犯罪利用に関するものが入っていない。また、認定後に行う使用状況の報告においても、番号の犯罪利用に関する内容の報告を求めておらず、犯罪利用に関わったことによる法律上の担保がないと感じる。
- 逮捕・起訴され判決に至った認定事業者が、現在も認定を受けているのは問題なのではないか。
- 特殊詐欺に関与し、逮捕・起訴・有罪となった事業者でも、現在の番号制度では特殊詐欺などの犯罪に関与したことをもって認定の欠格事由とすることはできず、総務省が公開する認定事業者リストに引き続き掲載されていることは問題。
- 現行の認定基準は、公平、効率的な電気通信番号の使用等の観点からのみ規定されているが、この点を見直して、番号の不適正利用のおそれが疑われる事業者の認定を行わないための制度上の仕組みが求められるのではないかと。
- 電話番号が特殊詐欺などに悪用されているという実態を考えると、何らかの制度的な対応が必要。
- 犯罪に結びつくおそれのある番号の制度であっては、我々が安心して電話番号を使うことができない。

(2) 対策の方向性（総論）に関する構成員からの意見

- 刑事的な世界での対処も考慮しつつ、軸となる電気通信事業法の中で、行政法的な手だてを考えていく議論が必要。
- 犯罪利用対策としては、電気通信事業法を見直して、必要な制度をインストールしていくという方向が適当。
- 電気通信事業法の第1条（目的）では「電気通信役務の円滑な提供を確保するとともにその利用者等の利益を保護し」との記載があるが、この「利益」の中には、安心して安全に電話番号制度を利用するということも含まれるものとする。
- 世間的には、総務大臣が行う認定には犯罪に利用されていない適正な利用も含めて認定するという期待があるのではないかと。このため、電気通信事業法の中で、その担保が必要となるのではないかと。
- 番号の使用状況報告を行っていない事業者の全てが悪質な事業者とはいえないことも考慮に入れる必要があるのではないかと。
- 番号制度の見直しを行った上で、JUSA が構築しようとしている事業者評価制度等と協力していくやり方もあるのではないかと。

(3) 対策の方向性（各論）に関する構成員からの意見

＜欠格事由・認定基準に関する意見＞

- 犯罪利用に関する認定基準や欠格事由を設けるというのが一つの方法として考えられるのではないかと。
- 欠格事由に該当していることを認定申請時や認定後に申告してくることは考えにくい。このため、疑義がある場合にはしっかり調査する仕組みが重要。また、欠格事由への該当についての虚偽申請や申告していなかった場合に何らかの強力なペナルティーや制裁が必要なのではないかと。

＜事業者の取組に関する意見＞

- 特殊詐欺に関与した事業者が起訴され、判決が出るまでには相当な時間が必要となる。このため、不適正利用の防止の観点からどのような対策を講じることが有効か考える必要があるのではないかな。
- 認定の取消しだけで抑止力、制裁となり得るのか検討が必要ではないか。例えば、短命覚悟で犯罪利用する事業者に対しては、番号の提供元事業者が提供を行う際に対策を講じることが有効なのではないか。
- 番号の犯罪利用対策については、例えば、卸先事業者の確認、提供数の制限、使用計画の認定の確認、本人確認、二次卸の制限等が考えられるのではないかな。
- 事業者及びその卸元事業者に対し、提供した番号を犯罪に利用させたことの責任を負わせるということもありうるのではないかな。
- 電気通信番号の卸提供を行う事業者に対し、卸提供契約時に相手方の本人確認を行わせることに加え、当該番号が不適正に利用されないための対策等を講じさせるよう制度上の措置が必要ではないか。
- 例えば二次卸などを原則禁止として、二次卸に至る場合には、厳しい確認の要件を課すというようなやり方もあるのではないかな。
- 卸先事業者が電話をユーザーに提供する際の本人確認等をもっと明確にしていくということ対策として有効ではないか。
- 各社が行っている犯罪利用対策の中で有効なものを全事業者が実施することで、悪用の可能性を減らしていけるのではないかな。
- 制度整備にあたっては、事業者が対応可能で一定の効果が上げられる制度とする必要がある。

（４）対策の方向性（各論）についての事業者意見

＜卸先事業者の適正性の判断に関する意見＞

- 提供先事業者が怪しいかどうかあらかじめ判断することは困難（判断基準がない）。

＜犯罪利用対策の義務づけに関する意見＞

- 具体的にどのような対策が義務づけられるかが明確でないと事業者としてコメントできない。
- 過度なものとならないよう実行可能性の観点からも検討して欲しい。
- 日本市場の活性化、国際競争力の確保をおこないつつ、犯罪対策にもつながるような対応が理想ではないか。
- 電話転送役務の提供にあたっては番号制度と犯罪収益移転防止法に基づく本人確認が必要であるが、これは中小の電気通信事業者でも実施をしているものである。このため、同様の内容を課すのであれば KYC プロセスの義務化に問題はないのではないかな。
- KYC プロセスの義務化の検討を行うにあたっては、事業者の対応も必要だが、利用者等に理解いただく必要がある。個人情報提出を求めるのは、仮に制度で定められていても利用者から理解を得るのが難しい。
- KYC については、法律上義務化された方が利用者に対して説得力がある。

3. 2 対策の方向性

前述のとおり、電気通信番号は有限希少な資源であると同時に、通話サービスだけではなく SMS 等の多様なサービスに利用され、国民の社会経済活動を支える重要なインフラを構成するものであると言える。また、固定電話網の IP 網への移行や IoT の普及等により、電気通信番号のニーズはますます高まっている。

このように社会の重要なインフラを構成する電気通信番号が特殊詐欺等の犯罪に使用されている状況を看過することは、国民が安心して電話サービスを利用することができなくなるおそれがあり、ひいては円滑な社会経済活動に支障が生じるおそれがある。ま

た、犯罪に使用された電気通信番号は一定の期間、使用されないケースも多く、電気通信番号の有限資源性、電気通信番号の適正な管理という観点からも問題である。

法の目的（第一条）は、「電気通信の健全な発達及び国民の利便の確保」を規定しており、このような状況を是正することは、この目的に合致するものであり、法の下にある電気通信番号制度の見直しを行うことによって、電気通信番号の特殊詐欺等への使用を排除する対策を講じていくことが適当である。

関係者ヒアリングや構成員からの意見を踏まえれば、現行の電気通信番号制度について、具体的には以下の事項を見直すことが適当である。

- ① 欠格事由
- ② 事業者の取組
- ③ 認定基準
- ④ 認定の取消事由

3. 3 欠格事由の見直し

（１）欠格事由に追加すべき事由

現行の認定の欠格事由は、通信関係法令に違反した者や登録の取消しを受けた者等が定められている。電気通信番号を特殊詐欺に悪用した場合は現行の欠格事由に該当しないため、欠格事由を追加することが考えられる。

そもそも欠格事由は、行政庁の判断により許認可の対象として適切ではないと考えられる者をあらかじめ許認可の対象から排除するものである。他方で、行政庁の裁量が過大にならないよう、その内容はあらかじめ明確に示すこと、また、一般国民の経済活動の自由等を制限する側面もあるため、内容には合理性、必要性があることが求められる。

このため、本見直しの目的が、電気通信番号の特殊詐欺への犯罪利用を排除し、電気通信番号の適正な管理を担保するということに鑑みれば、欠格事由に追加する項目は、特殊詐欺として立法事実のある犯罪とすることが適当である。

具体的には、直近の特殊詐欺の罪状を踏まえると、欠格事由として規定することが適切な犯罪として、窃盗（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 235 条）、詐欺（刑法第 246 条）及び電子計算機使用詐欺（刑法第 246 条の 2）が適当と考えられる。

図表 10 特殊詐欺の検挙件数

罪名等		令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
特殊詐欺	検挙件数（件）	6,600	6,640	7,212
	検挙人員（人）	2,374	2,458	2,455
詐欺・電子計算機使用詐欺 （オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、 融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、 ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、 その他の特殊詐欺）	検挙件数（件）	4,639	4,507	5,296
	検挙人員（人）	1,777	1,915	1,962
窃盗 （キャッシュカード詐欺盗）	検挙件数（件）	1,961	2,133	1,916
	検挙人員（人）	597	543	493

出典 特殊詐欺認知・検挙状況等(令和5年・確定値)について 統計データ（警察庁）から作成

https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2023.xlsx

刑法（明治 40 年法律第 45 号）

（窃盗）

第二百三十五条 他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（詐欺）

第二百四十六条 人を欺いて財物を交付させた者は、十年以下の懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

（電子計算機使用詐欺）

第二百四十六条の二 前条に規定するもののほか、人の事務処理に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与えて財産権の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産権の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

（２）追加した欠格事由の運用

特殊詐欺として立法事実のある犯罪を欠格事由に追加した場合、当該事由は現行の欠格事由と異なり、総務省が所管していない法令に関するものとなることから、その適切な運用が課題となる。

所管外の法令を欠格事由として規定している例は、他の法律においても存在しているところ、その場合の運用としては、欠格事由に該当しない旨の誓約書を提出させた上で、当該誓約書に疑義があると認められる場合は、市町村等に犯歴等の照会を行うこととしていることが一般的であった。

したがって、電気通信番号制度においても、認定の申請時（変更申請時を含む）に欠格事由に該当しない旨の誓約する書面を提出させることによって、欠格事由該当性を判断する運用とすることが適当である。なお、法第 9 条による登録の申請でも、当該登録の欠格事由に該当しないことを誓約する書面を添付が義務づけられている。

また、認定後も欠格事由の非該当性を担保するため、電気通信事業報告規則第 8 条に基づく電気通信番号の使用状況報告で、欠格事由該当性の有無についても報告を求めることが適当である。

（３）その他欠格事由に追加すべき事由

現行の認定の欠格事由には、認定の取消しを受けた者に関する規定がない。

一般的に、許認可の欠格事由には、当該許認可を取り消された者が規定されていることが多く、これは、許認可を取り消されたような者がただちに当該許認可の申請を行っても、当該許認可を受けるに適切ではないと考えられるためである。

ここで、今般、後述する事業者への取組の義務づけを新設する場合、当該取組が講じられておらず、電気通信番号の管理が杜撰で特殊詐欺等の犯罪の温床になっているなど、公共の利益が阻害されていると認められるようなときは、認定の取消しの対象となり得る。そして、このような事由で認定の取消しを受けた者は、当面の間、電気通信番号の適切な使用が期待できないと考えられる。

このため、今般の見直しに合わせて、認定の欠格事由に認定の取消しを受けた者を追加することが適当と考える。

3. 4 事業者の取組について

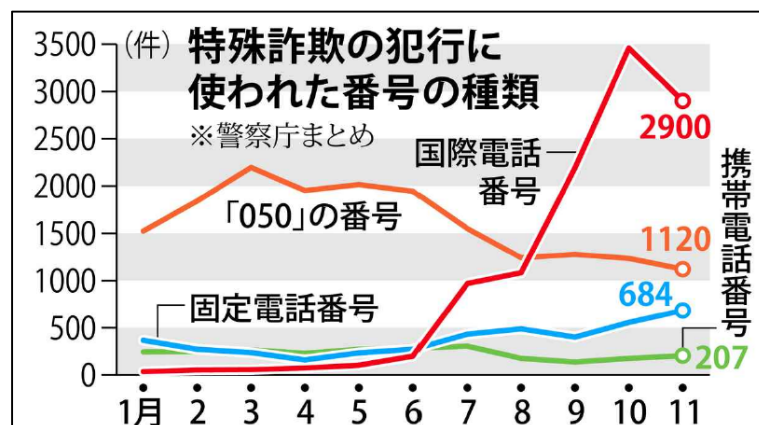
(1) 事業者の取組に求める方向性

欠格事由の見直しによって、制度上、電気通信番号の特殊詐欺の犯罪への利用を排除し、電気通信番号の適正な管理が一定程度可能となるが、限界はあると考えられる。このため、実態として悪質事業者に電気通信番号を特殊詐欺の犯罪に使わせないようにすることが、電気通信番号の有効利用を図る上で重要である。

一般的な特殊詐欺の実態として、特殊詐欺に関与する事業者は、他の事業者から卸電気通信役務の提供を受けて電気通信番号の提供も受けている。これを踏まえると、事業者が他の事業者に電気通信番号を提供しようとする際に、何らかの取組を講じるよう義務づけることによって、特殊詐欺に関与する悪質事業者に電気通信番号を流通させないことにすることが有効である。

取組の対象とすべき電気通信番号は、合理性、必要性の観点から、特殊詐欺に利用されているエビデンスのある種別とすることが適当である。具体的には、特殊詐欺への悪用が一定数存在する固定電話番号、特定 IP 電話番号及び音声伝送携帯電話番号を対象とすることが適当である。

図表 11 特殊詐欺の犯行に使用された番号の種類



出典「国際電話番号からの特殊詐欺、昨年最多に アプリ悪用か 警察が注意呼びかけ」
(令和6年1月12日 産経新聞)

具体的に義務づける取組の内容は、関係者ヒアリングや構成員等からの意見を踏まえれば、以下が考えられる。義務づけにあたっては、それぞれの効果や社会的影響等を考慮する必要がある。

- ① 電気通信番号使用計画の認定の確認
- ② 電気通信番号提供数の制限
- ③ 本人確認
- ④ 当人確認
- ⑤ 与信審査
- ⑥ 二次卸の禁止

（２）電気通信番号使用計画の認定の確認

電気通信番号を使用する全ての事業者は、総務大臣による電気通信番号使用計画の認定を受ける必要があり、認定を受けていない事業者へ電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供を行うことは、電気通信番号の適正な管理の観点から問題がある。

このため、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供をしようとする際に、契約の相手方が総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認するよう義務づけることが適当であり、その確認方法については、契約の相手方の認定状況に応じて、次のとおりとすることが考えられる。

- 指定事業者・非指定事業者：総務大臣が発行する「電気通信番号使用計画認定証」又は「電気通信番号使用計画変更認定証」を確認する方法
- みなし認定事業者：総務大臣が発行する電気通信事業者の登録又は届出番号の通知書及び当該事業者が作成した「標準電気通信番号使用計画と同一の電気通信番号使用計画」を確認する方法

これについて、事業者へヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。⁹

＜事業者からの意見＞

- これまでも現行制度に基づき認定状況の確認を実施しており、追加負担は大きくない。
- 電気通信番号使用計画の認定及び電気通信事業者であることの確認は有効であり、現状を鑑みるに行うべきだと考えられる。
- 各卸元事業者が主体的に取り組むべきものと認識しており、法令による取組の義務づけについては慎重に検討すべきではないか。
- 固定電話番号及び特定 IP 電話番号は賛成。音声伝送携帯電話番号は、携帯電話不正利用防止法で足りるためのではないか。
- 音声伝送携帯電話番号は現状義務づけのないため、義務づけは事業者の過度な負担となる。
- 音声伝送携帯電話番号を確認対象とすることは負担ではあるが、犯罪利用対策という趣旨に鑑みれば対応可能。

⁹ 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第5回）（令和6年8月6日）でヒアリングを実施。

- 確認方法は、認定証の確認と合わせて、総務省が公表している認定者リストと照合することが有効ではないか。
- 確認対象はこれから卸提供を行う場合のみとして欲しい。
- 既存の卸契約も確認が必要。
- 外国事業者に流れた番号のサプライチェーンは特に確認が必要。
- 確実な実施に向けて、広報・啓発等の推進が必要。
- 認定を受けていることが確認できなかった場合の対応について明確にする必要がある。
- 事業者側の負荷についても考慮が必要。

<構成員からの意見>

- 認定の確認は、新規だけではなくて全て事業者に対して実施が必要。
- 事業者への負担が特殊詐欺対策を超える正当な理由になるとは考えられない。
- 事業者による確認作業を、効率的かつ信頼性の高いものとするため、クリアな基準が設けられることが必要。基本的には認定証の照合を行うことが適切。
- 総務省は認定の取消しを受けた事業者を公表し、事業者はそのようなネガティブ情報を自主的に確認することで、より効果的な確認作業が行えるのではないか。
- 特殊詐欺の犯罪に関与する事業者に番号を提供しないため、事業者の自主的な取組として期待し得る内容がある程度整理したガイドライン等が必要ではないか。
- 事業者の自主的な取組として認定事業者リストを参照してもらうのであれば、これに資するよう、総務省は当該リストを更新していく必要がある。
- 認定事業者リストは公表されている以上、悪意を持っている者は、当該リスト上の事業者名を用いて認定証の偽造が可能になる。そう考えると、リストの確認は、重要とまではいえず、認定証の確認を重視した方が良いのではないか。

以上のとおり、概ね賛同の意見も多かったことから、電気通信番号を使用した卸電気通信役務の提供をしようとする場合は、契約の相手方が総務大臣から電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認するよう義務づけることが適当である。

確認方法は、運用の確実性及び安定性の観点から、認定証等の書面による方法とし、事業者の自主的な取組として、総務省が公表している認定事業者リストとの照合や JUSA 等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度との参照が考えられる。

また、確認の対象として、①音声携帯電話番号は対象外としてほしい、②事業者の負担の観点から、既存の卸先事業者は対象とせず新規だけにしてほしい、という意見があった。

①については、既に特殊詐欺に利用されているエビデンスに基づけば、音声伝送携帯番号を対象とすることは合理的といえる。

また、②については、事業者に一定の負担は課すことになるものの、本確認の義務づけの目的が電気通信番号の特殊詐欺での利用排除ということを踏まえれば、事業者への負担はこの目的を超えて考慮されるべき理由とはいえないと考えられる。また、既存の卸先事業者の中に特殊詐欺に関与する者がいる可能性を否定できないことも踏まえれば、確認の対象となる事業者は、既存の卸先事業者を含む全ての事業者とすることが適当である。一方、本義務づけによる事業者への負担を考慮し、その施行時期については一定の時間を設けるなど配慮を検討することが適当である。

なお、現行制度でも、電気通信事業者が電気通信番号（音声伝送携帯電話番号や IMSI 等は除く）を使用する卸電気通信役務の提供を行う際は卸先事業者が電気通信番号使用

計画の認定を受けていることを確認することが定められており、今般の見直しに合わせて一元化することが適当である。

(3) 電気通信番号提供数の制限

最近では短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にあり、特殊詐欺に使用された電気通信番号は一定の期間使用されないケースも多く、有限資源性の観点から問題である。

このため、そのような事業者が短期間で大量の電気通信番号を使用できないよう対策を行うことが適当であり、その方法として、卸元事業者が卸先事業者の事業実績を確認し、実績の少ない卸先事業者に対して提供する電気通信番号数を必要最小限に限ることが有効と考えられる。

これについて、事業者へヒアリングを行ったところ、以下のような意見があった。¹⁰

<事業者からの意見>

- 短命覚悟の悪意のある参入事業者に大量の番号を提供しない方法を検討するべきという考え方に賛同。
- 悪意を持って参入する事業者への対策として、事業実績の確認および実績の少ない事業者への番号提供制限を設けることに賛成。
- 新規参入事業者のビジネス機会の喪失、ひいては事業者のサービスやイノベーションを阻害することにつながりかねないと懸念。
- 悪意を持たない事業者の円滑なサービス提供に支障が生じる可能性がある。
- 全ての事業者に対して一律に制限することなく、例外適用となるケースが整理されることを希望。
- 判断基準が各社でバラバラとならない仕組みが必要。新規参入事業者の使用可能な番号数を総務大臣や第三者機関が直接審査するような方法も考えられるのではないかな。
- 国内の事業実績のみでなく、海外の実績も考慮すべき。
- 電気通信事業へのマーケットインを阻害しないこと、悪質事業者による規制逃れを許さないことに留意し検討すべき。
- 一律な制限を設けない、または例外規定を設けるなど、健全な事業者に対する過度な規制とならない配慮も必要。
- 事業開始が客観的に確認できる場合やグループ企業へのサービス提供を目的とすることが確認できる場合は例外とできないか。
- 事業実績による一律制限等ではなく、事業継続性を別の形で確認することを可能にする等、新規参入事業者のビジネスを阻害しない仕組みの検討が必要。
- 電気通信番号の指定事業者は当該制限の適用除外とする等の考慮が必要。
- 一定番号数以上の提供について法人契約に限るとしてはどうか。
- 一定番号数以上の提供について法人契約に限ることについては、一定の効果があると考えますが、実際に特殊詐欺等犯罪に使われている実績等を考慮する必要がある。
- 一定番号数以上の提供について法人契約に限ることについては、方法としてあり得るものの、犯罪利用対策につながるかはわからない。
- 法人により回線の使用方法が変わってくる。法人名義だから影響がないとは現時点ではいえない。

<構成員からの意見>

¹⁰ 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第5回）（令和6年8月6日）でヒアリングを実施。

- 提供制限数の定めについては、一定数以上の提供を禁止することを定めるか、一定数以上の提供は拒否できると定めた上で、提供する場合は事業者の責任で実施すると定めるべきか検討が必要。
- 新規参入事業者の番号数を総務大臣が審査した場合行政コストが発生する。また、第三者機関で審査するとしても結局事業者が参加することになるためコスト発生するのではないか。
- ウェブサイトでのニュースリリースやサービス紹介は客観的な情報であり、これが確認できた場合は例外とできるのではないか。
- 番号提供数の制限の例外として、真つ当なビジネスを行う事業者かどうかの判断に、例えば異業種であっても半年以上実績があること、国内外問わず上場企業であること、そのような企業が設立したグループ企業であること等が考えられないか。
- 一定件数を超える場合には法人契約を原則とする考えもあり得ると考えられるが、犯罪対策としての有効性は検討が必要。
- 法人にも様々なものがあるため、法人であれば番号提供数の制限が緩くなり、そこが穴になるということがないよう対策が必要。
- 卸先事業者が法人であることをもって一律に例外として認めることには反対。
- 法人であることを持って一律に例外にするのは犯罪の抑止にはならないのではないか。複雑な例外規定にすると運用が難しくなると思うが、何らかの絞り込みが必要。
- 法人であれば犯罪関与の蓋然性が低いということについて疑問は残るが、他の対策や今後の議論・意見を踏まえれば、まずは方針のとおりでも良いのではないか。

以上のとおり、提供番号数の制限については、概ね賛成の意見が得られた一方で、善良な事業者にとって過度な規制とならないようにしてほしい、一律に制限をするのではなく例外規定を設けてほしい、例外規定は事業者の判断に委ねられると運用にばらつきが出ることから明確な基準を定めてほしいなど、運用に関する意見があった。

これについて、番号提供数の制限は、継続的に事業を行わず、電気通信番号が効率的に使用されないリスクが高い場合を排除することが目的であることに鑑みれば、そのようなリスクや蓋然性がない場合にまで、一律に制限を行う必要はないものと考えられる。

このため、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外として定めることが適当である。

その例外の基準については、

- 卸先事業者が電気通信事業を含む業に係る製品・サービスの提供を6ヶ月以上行っていると確認できる場合
- 卸先事業者が法人である場合

を基本とすることが考えられるが、制限数も含めて具体的な内容は、例えば法人であれば例外としても問題はないのかという点も含めて、電気通信番号の特殊詐欺への悪用の実態や関係事業者等の意見を踏まえながら、総合的に判断し、総務省において検討を進めていく必要がある。

また、その検討においては、例外が多く細かすぎると安定的な運用に支障が生じること、電気通信事業の発展の観点からは新規参入者への過度な規制は行うべきではないこと、犯罪の手口を踏まえて不断の見直しが必要であることも考慮する必要がある。

制限する番号提供数については、事業者による取組を担保するため、省令で規定することとし、必要に応じて改正していくことが適当である。

（４）本人確認

契約時の本人確認については、犯収法及び携帯電話不正利用防止法でも義務づけられていることを踏まえれば、これを義務づけても事業者に新たに大きな負担を課すものではないと考えられる。

一方で、電気通信番号使用計画の認定手続では、電気通信事業の登録又は届出の有無を確認しており、登録又は届出の手続では登記事項証明書や住民票の写しが提出されている。

このため、前述の電気通信番号使用計画の認定の確認を行えば、本人確認を行ったといえ、新たに本人確認を義務づけることは重畳的な義務づけになりかねず、認定の確認で足りると考えられる。

図表 12 電気通信事業者の登録又は届出手続での提出書類

登録の申請者又は届出者	提出書類
既存の法人であるとき	・ 登記事項証明書又はこれらに相当する書類 ※申請者が法務省の商業・法人登記を行っている場合、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）等に基づき、登記事項証明書の添付を省略することができる。
法人を設立しようとする者であるとき	・ 発起人、社員又は設立者の名簿、履歴書及び住民票の写し又はこれに相当する書類
個人であるとき	・ 住民票の写し又はこれに相当する書類

これについて、事業者へヒアリングを行ったところ、本人確認の義務づけの見送りにについては賛同があった。¹¹

＜事業者からの意見＞

- 電気通信番号使用計画の認定の確認で足りる。
- 新たな本人確認の義務づけは重畳であるため改めての義務化は不要。

（５）当人確認

最近では短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者が増加傾向にあり、この中には他人の名義を使用して法人を設立しているケースも存在する。このため、当人確認（契約における代表者等が本人確認書類の人物と相違ないか確認を行うこと）が有効とも考えられる。

一方で、当人確認の義務づけは犯収法においてもハイリスク取引（なりすましの疑いがある取引又は取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引）に限定

¹¹ 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第 5 回）（令和 6 年 8 月 6 日）でヒアリングを実施。

されていること、また、この実施を求めることは事業者への負担が大きいと考えられる。

このため、電気通信番号制度では、電気通信番号使用計画の認定の確認の確実な実施を優先することとし、当人確認の義務づけについては状況を見ることが適当である。

これについて、事業者へヒアリングを行ったところ、当人確認の義務づけの見送りにについては賛同があった。¹²

＜事業者からの意見＞

- 当人確認の義務づけは犯罪収益移転防止法においてもハイリスク取引に限定されており対応の負担も大きい。
- 当人確認を全ての卸契約に対して履行することは難しい。
- 最近の犯罪実態では闇バイトなどで名義貸しなども行われていることなどから、より効果的な手法についても検討されるべき。

（６）与信審査

短命覚悟で悪意を持って参入してくる事業者に対しては、財務状況等を確認することもある有効な手段の一つとなり得る。

一方で、与信審査は電気通信番号の卸元事業者が経営リスクの判断のため行う要素が高く、また、事業者の財務状況をもって電気通信番号の提供を行わないとすることは差別的取扱いを行うこととなりかねない。

このため、電気通信番号制度の観点からは、与信審査の義務づけを行わないことが適当である。

これについて、事業者へヒアリングを行ったところ、与信審査の義務づけの見送りにについては賛同があった。¹³

＜事業者からの意見＞

- 番号制度の観点からは義務づける必要はない。
- 卸先事業者の財務状況をもって番号の提供を拒むことは差別的取扱いとなりかねない。
- 番号制度の観点から一律に与信審査を義務化することは不適切。
- 悪質事業者と財務状況に相関があるデータはなく、財務状況による役務提供の拒否は不当な差別的取扱いに該当するおそれがある。
- 与信そのものと犯罪の関係性はそれほど高くないと考えられる。
- 番号の卸提供において統一的で合理的な与信基準を確保することは困難。

（７）二次卸の禁止

総務大臣による認定制度を悪用し、認定を受けた事業者として他事業者から電気通信番号を入手して特殊詐欺の犯人グループに電話サービスを提供するケースが存在していることから、二次卸を禁止し、電気通信番号の最終利用者の管理を強化することも有効な手段と考えられる。

¹² 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第5回）（令和6年8月6日）でヒアリングを実施。

¹³ 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第5回）（令和6年8月6日）でヒアリングを実施。

一方で、現実には、二次卸を含む卸提供は既に多く実施されており、この中で特殊詐欺等の犯罪に関与している事業者は一部に過ぎない。

このため、二次卸の禁止は事業者に対する過度な規制となりかねず、また、社会的影響が大きいと考えられることから、この義務づけについては見送ることが適当である。

これについて、事業者へヒアリングを行ったところ、二次卸禁止の義務づけの見送りについては賛同があった。¹⁴

<事業者からの意見>

- 多段卸の提供形態は既に多く存在し、社会的影響が大きい。
- まずは利用者への影響の程度を検討する等のステップを踏むべき。
- 既存の卸契約に遡って二次卸を禁止した場合、既に事業を行っている二次卸先事業者及びその利用者に対する影響が大きい。
- MVNO は二次卸となるため実施困難。
- 電気通信の卸ビジネス全体を否定するものと言え、過度な規制。
- 今後の動向を注視しつつ必要に応じて対策を検討する必要がある。
- 卸回数の制限を行う場合には番号の直接割り当てを推進するなど他国の事例も参考にしながら多面的な議論が必要。
- 二次卸を含む卸提供は既に多く実施されており、事業者に対する過度な規制に繋がる。

(8) その他

その他、構成員等から、以下のような意見があった。

<構成員等からの意見>

- JUSA が中心となって構築を進めている評価制度との連携について、事業者が当該評価制度に参加するインセンティブが働くよう、何らかの仕組みを検討してはどうか。
- 義務づけの効果を注視していく必要がある。全体的な推移はもちろん、事業者ごとの効果確認を行い、一部の事業者で効果がみられないような場合には、警察庁からも情報共有を受けつつ、何らかの対応をする必要があるのではないかな。
- 事業者の確認については、仮にすり抜けが発生した場合、その理由をしっかりと検証することが必要。どのような確認をしたか、確認時の書類等が必要になってくるのではないかな。
- 情勢に応じた不断の見直しが必要。

(9) まとめ

以上を踏まえれば、事業者の取組における義務づけの対象は、① 電気通信番号使用計画の認定の確認及び② 電気通信番号提供数の制限の2つとすることが適当である。

犯罪に関与している事業者は、そもそも電気通信番号使用計画の認定を受けていない場合、認定を受けていても他人の名義を無断で使用している場合、他人の名義を合意の上で使用している場合の3つのケースがあり得るが、図表14にあるとおり、上記2つの取組を義務づけることによって、犯罪に関与する事業者に電気通信番号が流通することを防止する大きな成果が得られると考えられる。

¹⁴ 電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ（第5回）（令和6年8月6日）でヒアリングを実施。

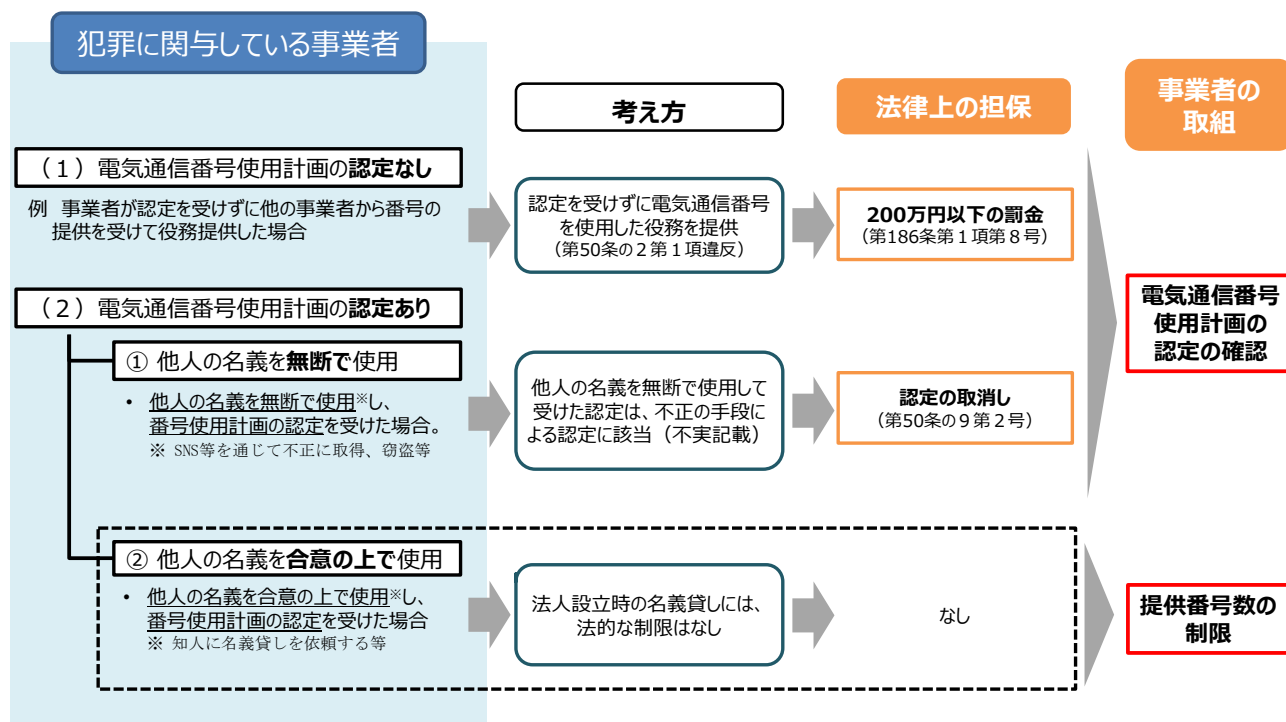
一方で、特殊詐欺に悪用される電話サービスはこれまでも移り変わっており、対策を講じては新たな手段が登場し、犯罪に悪用されてきたことを踏まえれば、引き続き状況を注視し、必要な場合には、対策を講じていくことが必要と考えられる。

また、制度面の対応のみならず、例えば JUSA 等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度など、事業者による自主的な取組と連携し、制度面、実態面の両面から、相互補完していくことが有効である。このためにも、総務省は当該評価制度を重要な取組と位置付けて支援し、業界にビルトインしていくことが重要である。

図表 13 各取組の実施概要と義務づけの有無

実施項目	実施概要	義務づけ
電気通信番号使用計画の認定の確認	卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認。	○
電気通信番号提供数の制限	事業実績の少ない事業者に対して大量の電気通信番号を提供しないよう制限を設ける。	○
本人確認	契約時の本人確認（犯収法の転送サービスの場合の義務づけと同等の内容）を実施。	—
当人確認	契約時の当人確認（犯収法の転送サービスにおけるハイリスク取引の場合の義務づけと同等の内容）を実施。	—
与信審査	財務状況等を外部機関に照会。	—
二次卸の禁止	卸先事業者に対する卸提供役務の実施を禁止。	—

図表 14 事業者の取組と犯罪利用対策の整理



3. 4 認定基準の見直し

(1) 考え方と方向性

現行制度では、認定基準を電気通信番号の使用の必要性・公平性・効率性の観点から定めている。

ここで、前述した事業者の取組の義務づけの新設を踏まえれば、その取組が適切に講じられることを認定基準に追加することが適当である。

また、認定後も認定事業者が当該取組を適切に講じていることを担保する必要がある。この確認を容易に行うため、例えば、電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告で、みなし認定事業者も含む全ての事業者から電気通信番号を使用する役務の卸元事業者の報告を求めることが考えられる。具体的な方法については、総務省において検討を進めることが適当である。

3. 5 認定の取消事由の見直しについて

(1) 考え方と方向性

現行制度では、認定の取消事由として特殊詐欺の犯罪への関与に関する規定はないが、欠格事由への該当が取消事由の一つとして規定されている。

前述のとおり、電気通信番号を特殊詐欺に悪用した場合が欠格事由に追加されることによって、これも認定の取消事由に該当し、実質的に認定の取消事由が追加されることになるから、当面はこれで足りると考えられる。

4. 今後の対応

以上から、現行の電気通信番号制度については、以下の見直しを行い、対策を着実に講じていくことが適当である。

<欠格事由関係>

- 特殊詐欺として立法事実のある犯罪（窃盗、詐欺及び電子計算機使用詐欺）及び認定の取消しを受けた者を追加する。
- 欠格事由に該当しないことを誓約する書面の提出を求めるとともに、電気通信事業報告規則第8条に基づく電気通信番号の使用状況報告の際に、欠格事由の該当性の有無について報告を求める。

<事業者の取組関係>

- 電気通信番号（固定電話番号、音声伝送携帯電話番号及び特定 IP 電話番号）を使用した卸電気通信役務の提供を行う際、既存の卸先事業者を含め全ての事業者に次の取組を行うことを義務づける。
 - 電気通信番号使用計画の認定を受けていることの確認
 - 電気通信番号提供数の制限（ただし、事業継続可能性等の電気通信番号の効率的な使用が客観的に判断できる場合については、制限の例外とする。）

<認定基準関係>

- 認定基準に義務づけられる取組が適切に講じられることを追加する。
- 当該取組が適切に講じられているか容易に確認できるよう、電気通信番号の使用状況報告に係る制度を見直す。

見直しの具体化にあたっては、関係事業者等と連携の上、電気通信事業の発展と電気通信番号の有限資源性のバランスを図りながら検討を行うこととし、着実に運用していくことが重要である。

そのうえで、本見直しの施行後は、その実効性を評価するとともに、電気通信番号を用いた特殊詐欺を含む様々な犯罪利用の動向を注視し、必要に応じて更なる対策を検討していくことが適当である。その中には、例えば、今般の見直しを徹底するという趣旨で、欠格事由の誓約書に虚偽記載をした場合の制裁を科すことや、今回は見送ることとした内容を含め事業者の取組を追加することが考えられる。

また、電気通信番号の適正な管理は、制度面及び実態面の両面から相互に補完していくことが重要であり、総務省は、JUSA 等の事業者団体が中心となって構築を検討している評価制度のような事業者による自主的な取組と、引き続き、連携を強化していく必要がある。

資料編

諮 問 第 1 2 3 8 号
令和 6 年 5 月 2 日

情報通信審議会

会長 遠藤 信博 殿

総務大臣臨時代理 国務大臣 小泉 龍司

諮 問 書

下記について、別紙により諮問する。

記

IP網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

諮問第 1238 号

IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

1 諮問理由

令和元年 5 月に施行された電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の改正（電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 24 号））により、電気通信番号制度の改正が行われ、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第 6 号）によって、電気通信番号の種別ごとに当該種別の電気通信番号の使用に関する条件が規定された。

一方、令和 7 年 1 月には、公衆交換電話網（PSTN）の IP 網への移行の完了が予定されており、従来の網間信号接続の在り方等に変更が生じ得る。

また、IP 網への移行後は、固定電話番号においても、音声伝送携帯電話番号と同様に、双方向の番号ポータビリティを可能とすることが予定されているが、その例外の設定の必要性等については、明らかにされていない。

さらに、従来から、特殊詐欺等の犯罪に電気通信番号が悪用される例が後を絶たず、最近は、このような例に対する逮捕・起訴、実刑判決に至った事例も増加しており、社会的な問題となっている。

については、公衆交換電話網（PSTN）の IP 網への移行完了を見据えた電気通信番号の使用に関する条件等や電気通信番号の犯罪利用に対する抜本的な対策について、これまでの議論を踏まえつつ、検討を行う必要がある。

以上により、IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方について諮問するものである。

2 答申を希望する事項

IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の在り方

3 答申を希望する時期

令和 6 年 10 月頃

4 答申が得られた時の行政上の措置

今後の情報通信行政の推進に資する。

電気通信事業政策部会 名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
部会長	もりかわ ひろゆき 森川 博之	東京大学 大学院 工学系研究科 教授
部会長代理	おかだ ようすけ 岡田 羊祐	成城大学 社会イノベーション学部 教授
委員	あさかわ ひでゆき 浅川 秀之	株式会社日本総合研究所 主席研究員／プリンシパル
委員	あらまき ともこ 荒牧 知子	公認会計士
委員	いしい かおり 石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
委員	えさき ひろし 江崎 浩	東京大学 大学院 情報理工学系研究科 教授
委員	おおはし ひろし 大橋 弘	東京大学 副学長／大学院 経済学研究科 教授
委員	たかはし としえ 高橋 利枝	早稲田大学 教授／ケンブリッジ大学「知の未来」研究所 アソシエイト・フェロー

電気通信番号政策委員会 名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
主査 専門委員	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学 特命教授
専門委員	かわむら ま き こ 河村 真紀子	主婦連合会 会長
専門委員	さるわたり しゅんすけ 猿 渡 俊 介	大阪大学 大学院 情報科学研究科 准教授
専門委員	しばた じゅんこ 柴田 潤子	神戸大学大学院法学研究科 教授
主査代理 専門委員	ふじい たけお 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター 教授
専門委員	みとも ひとし 三友 仁志	早稲田大学 大学院 アジア太平洋研究科 教授
専門委員	もり りょうじ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士
専門委員	やいり いくこ 矢入 郁子	上智大学 理工学部 情報理工学科 教授
専門委員	やました はるこ 山下 東子	大東文化大学 経済学部 特任教授

電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ 名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	主要現職
	あいだ ひとし 相田 仁	東京大学 特命教授
	いしい か おり 石井 夏生利	中央大学 国際情報学部 教授
主査代理	おおたに かずこ 大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長
	かわむら ま き こ 河村 真紀子	主婦連合会 会長
	のぐち き く み 野口 貴公美	一橋大学 副学長 一橋大学大学院 法学研究科 教授
	ふじい たけお 藤井 威生	電気通信大学 先端ワイヤレス・コミュニケーション研究 センター 教授
	ほし しゅういちろう 星 周一郎	東京都立大学 法学部 教授
主査	もり りょうじ 森 亮二	英知法律事務所 弁護士

オブザーバ	警察庁 刑事局 捜査支援分析管理官
-------	-------------------

開催状況

	開催日・開催方法	議題等
電気通信事業 政策部会 (第 72 回)	令和 6 年 5 月 2 日 ※Web 会議	「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の 在り方」について【令和 6 年 5 月 2 日付け諮問第 1238 号】 (諮問)
電気通信番号 政策委員会 (第 33 回)	令和 6 年 5 月 14 日 ※Web 会議	「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の 在り方」について【令和 6 年 5 月 2 日付け諮問第 1238 号】 (諮問事項に関する検討の進め方、電気通信番 号の犯罪利用対策に関する WG 開催要綱(案))
電気通信番号 の犯罪利用対 策に関する WG (第 1 回)	令和 6 年 6 月 3 日 ※Web 会議	現行の電気通信番号制度の確認及び電気通信番 号の犯罪利用への対策に関する関係者ヒアリン グ
電気通信番号 の犯罪利用対 策に関する WG (第 2 回)	令和 6 年 6 月 7 日 ※Web 会議	電気通信番号の犯罪利用への対策に関する関係 者ヒアリング
電気通信番号 の犯罪利用対 策に関する WG (第 3 回)	令和 6 年 6 月 21 日 ※Web 会議	論点整理
電気通信番号 政策委員会 (第 36 回)	令和 6 年 6 月 27 日 ※Web 会議	中間報告
電気通信番号 の犯罪利用対 策に関する WG (第 4 回)	令和 6 年 7 月 23 日 ※Web 会議	具体的な制度見直しの方向性について
電気通信番号 の犯罪利用対 策に関する WG (第 5 回)	令和 6 年 8 月 6 日 ※Web 会議	事業者の取組に関する関係者ヒアリング

電気通信番号 の犯罪利用対 策に関する WG (第 6 回)	令和 6 年 8 月 22 日 ※Web 会議	事業者の取組に関する規律の方向性について
電気通信番号 の犯罪利用対 策に関する WG (第 7 回)	令和 6 年 9 月 3 日 ※Web 会議	WG 報告書 (案) について
電気通信番号 政策委員会 (第 37 回)	令和 6 年 9 月 12 日 ※Web 会議	WG 報告書について
電気通信事業 政策部会 (第 75 回)	令和 6 年 9 月 20 日 ※Web 会議	「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の 在り方」最終報告書について
電気通信番号 政策委員会 (第 38 回)	令和 6 年 10 月 31 日 ※Web 会議	「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の 在り方」最終答申 (案) に対する意見及びその考 え方について
電気通信事業 政策部会 (第 76 回)	令和 6 年 11 月 11 日 ※Web 会議	「IP 網への移行等に向けた電気通信番号制度の 在り方」最終答申取りまとめ